

# 災害時における応急対策業務に関する協定

## (目的)

第1条 この協定は、災害が旭川市内で発生すると予測され、又は発生した場合において、人命救助等の災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、旭川市（以下「甲」という。）が社団法人旭川建設業協会（以下「乙」という。）に要請する災害応急対策業務に係る手続等を定めるものである。

## (業務)

第2条 甲の要請に基づき乙が従事する災害応急対策業務は、次の各号に定める業務とする。

- (1) 水防活動業務
- (2) 人命救助活動業務
- (3) 交通障害物除去活動業務
- (4) その他災害時における応急対策として、乙の協力が必要と認めた業務

## (要請)

第3条 甲は、乙に対して協力を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後に災害応急対策業務協力要請書を提出するものとする。

- (1) 出動場所
- (2) 災害の状況
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) その他必要な事項

## (協力)

第4条 乙は、前条の要請を受けた場合は、やむを得ない事情がない限り、他の業務に優先して当該要請に応じるものとする。

## (報告)

第5条 乙は、甲の要請した災害応急対策業務を実施したときは、次に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- (1) 従事期間
- (2) 従事者数
- (3) 使用資機材の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が甲の要請による災害応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生時直前における適正価格を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲乙は、定期的にこの協定に係る各種情報を交換し、災害時に円滑な運用ができるよう努めるものとする。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

第9条 この協定は、平成9年4月7日から適用する。

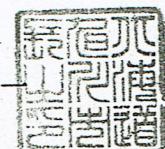
この協定の成立を証するため、本証2通を作成し当事者記名押印の上各1通を保有する。

平成9年4月7日

甲 旭川市6条通9丁目

旭川市

旭川市長 菅原功



乙 旭川市5条通5丁目

社団法人 旭川建設業協会

会長 廣野忠雄



# 災害応急対策業務協力要請書

出動要請日時	平成 年 月 日 時 分		
出 動 場 所			
現 場 指 揮 者			
災 害 の 状 況			
要請資機材の 種 類 ・ 数 量 及び人員			
応 急 対 策  業 务 の 内 容			
旭川市担当課	部	課	係
	T E L		F A X
	担当者		

上記により出動を要請します。

社団法人 旭川建設業協会

会 長 様

旭川市長

様式第2号

平成 年 月 日

旭川市長

様

社団法人 旭川建設業協会  
会長

災害応急対策業務報告書

平成 年 月 日に要請されました『災害応急対策業務』の実施状況

について、別紙災害応急対策業務内訳書のとおり報告します。

# 災害応急対策業務内訳書

従事期間		従事者数	使用資機材の種類及び数量	従事場所・作業内容
月日	従事時間			
月日	時分 ～時分	人		
月日	時分 ～時分	人		
月日	時分 ～時分	人		
月日	時分 ～時分	人		
月日	時分 ～時分	人		
合計	平成年月日 平成年月日	延べ人		

住 所

会員名 会社名

代表者